

会 議 録

1 会議の名称

第 27 回 みんなで創る自治基本条例市民会議

2 開催日時

平成 19 年 11 月 13 日（火）午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分

3 開催場所

上越市市民プラザ 2 階 第 1 会議室

4 出席した者（傍聴人を除く）の氏名（敬称略）

・委員：71 人中 38 人出席

市民委員：飯塚むつこ、今井不二子、小田武彦、武田昌子、田中幹夫、種岡淳一、
田村安男、平野通子、増田和昭、満田恵美子、宮本富男、横倉 進、
横山郁代、横山文男（43 人中 14 人出席）

職員委員：秋山友江、池墻幸子、高山 江、風巻雅人、加藤英樹、五井野宏美、
小酒井伸一、笹川正智、沢田 繁、白石直子、新保大志、富田真由美、
内藤香織、長澤政英、藤田幸子、丸山 隆、水澤弘光、壘 正孝、
山本有恒、吉越 梓、吉沢真理、米川美樹、鷺津史也、渡辺由美子
（28 人中 24 人出席）

・事務局：高橋企画政策課長、池田自治推進室長、石黒主任、青山主任、米山主任、
原田主任（計 6 人）

5 議題（公開・非公開の別）

(1) 自治基本条例に関する提言書（案）について（公開）

(2) その他（公開）

6 傍聴人の数

なし

7 内容

あいさつ（事務局：高橋企画政策課長）

・市民会議は、今回が第 27 回目と、大変な回数を重ねてきた。

- ・ 思い起こすと、第1回の学習会を開催したのは合併直後の平成17年1月21日であり、それから既に2年10か月ほど経過している。
- ・ 多くの時間と多くの知恵をお借りしてここまでやってこれ、皆様方のご苦勞に本当に感謝申し上げたい。
- ・ その間、代表者会の皆様からも熱心にご議論いただき、あるいは、市議会の自治基本問題調査特別委員会で意見集約されたものも皆様方からご検討いただいて今日に至っている。
- ・ 今回の市民会議がこの条例の素案をご検討いただく最終的な機会であり、悔いのないよう、忌憚のないご意見を頂戴したい。

(1) 自治基本条例に関する提言書（案）について

議題の説明（事務局：池田自治推進室長）

- ・ 9月11日の全体会では、提言書（素案）についてグループに分かれてご議論いただき、その結果をいったん事務局で受け止め、この間、代表者会で検討してきた。
- ・ また、10月22日付けで市議会から提出された意見書についても、いったん代表者会で検討した。
- ・ これらを総合的に反映した提言書（案）について本日はご検討いただき、その上で、この後のステップに進みたいと思う。

自治基本条例に関する提言書（案）の説明（事務局：青山主任、石黒主任）

※内容省略

- ・ **資料1**「自治基本条例に関する提言書（案）」について、提言書（素案）から修正した箇所を説明。
- ・ 修正の考え方は、「提言書（素案）に係る未承認事項の検討結果一覧」並びに進捗状況報告資料 **資料1**「市議会自治基本問題調査特別委員会からの意見を受けての検討結果：前文」及び同**資料2**「同：個別規定」のとおり。

質疑応答

（池墻委員）

- ・ 「審議会等」のところに男女共同参画の視点を入れていただき、お礼申し上げます。
- ・ 15ページの「基本原則」と「総合計画」で「自治の基本理念及び自治の基本原則」となっているが、「自治～自治～」とせず、「自治の基本理念・基本原則」という感じにはならないか。

（笹川委員）

- ・ 私も代表者会には、事務局という立場で参加させていただいていたので、本日は事務局としての立場からも発言させていただくことを了解いただきたい。
- ・ ご指摘の箇所は、読みづらいとは思いますが、法制執務上、中点は使わないのが原則である。
- ・ また、7ページ、10ページで「自治の基本理念」、「自治の基本原則」という略称規定を置いているため、この言葉をそのまま使って「自治の基本理念及び自治の基本原則」とせざるを得ない。
- ・ そういった意味で、原案のとおりにしていただきたいと思います。

（宮本委員）

- ・ 10ページ～12ページの「市議会」と「市長等」のところに「市議会は、市民の代表

として」「市議会議員は、市民の代表として」「市長は、市民の代表として」とあるが、市議会議員であっても市長であっても、選挙の形態は違うが、同じく市民の代表として選出されているのだから、わざわざ「市民の代表」と書かなくてもよいのではないか。くどい気がする。

- ・ましてや、「4 市長等 (1) 市長の権限」の①に「市長は～市を代表する」と書いてあるわけだから、「市民の代表」という言葉はいらないのではないかと思う。

(事務局：青山主任)

- ・元々、「市民の代表として」という言葉は、市長については権限の中に入っており、市議会については責務の方であったが、市長と市議会の規定のレベル合わせを行う過程で、いずれも責務に規定することになった。
- ・権限ではなく責務に位置付けることによって、市民の代表としての責任を持って職務に当たってほしいということを強調する効果も得られるということで、このような整理としたものである。
- ・同じく、市議会議員の部分については、市議会議員個人として、市民の代表としての職責をしっかりと果たしてほしいという思いを込めてこのような表現とした。

(笹川委員)

- ・「市民の代表として」と繰り返すのはしつこい面もあるし、当然、市民の代表というのは法律上の話でもあるが、代表者会の議論の中で、市外を見ていると、議員や市長が市民の代表ということを忘れて悪いことをしてしまうこともある中で、そこは強調しておきたいというような意味合いもあって、あえてこのようにした。
- ・それから、「市長の権限」のところの「代表」は、地方自治法上の統括代表権、つまり「団体を代表する」という意味での「代表」で、「市民の代表」という意味ではないので、ご理解いただきたい。

(小田委員)

- ・これは、市議会からの統一意見で、自分たちは市民の代表だと、それを表現してほしいという意見があったため、代表者会としては、市長だけが市民の代表であるように見える条例はよくないということで市議会にも入れたという経緯もある。
- ・したがって、くどいようではあるが、現状のままとするのが望ましいのではないかと思う。

(増田委員)

- ・12 ページの「市長の権限」の②に「予算の調製」とあるが、この「調製」という字を初めて見た気がするので、若干説明をしていただきたい。

(笹川委員)

- ・この「調製」は、「調べてつくる」という意味であり、地方自治法上の用語なのでご理解いただきたい。

(飯塚委員)

- ・説明を付け加えないと、一般の市民が読んでも理解できないのではないか。

(小田委員)

- ・一般的には「予算編成」という言葉が使われているので、そういうことを括弧で表現したらいかがか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・今ほどのご意見を参考にして事務局で最終調整をさせていただきたいと思う。

採決

- ・「自治基本条例に関する提言書(案)」について大項目ごとに採決した結果、「調製」の説明については事務局で最終調整すること、その他については案のとおりとする

ことが承認された。

(2) その他（市長への提言書の提出について）

- ・ 事務局が「当日配布資料」市長への『自治基本条例に関する提言書』の提出について」に基づいて説明した後、当日の次第を案のとおりとすることを決定。
- ・ 市民会議による検討経過の説明、市長への提言書の提出、市民会議による提言書の説明の担当者は、代表者会のメンバーとすることを決定。

あいさつ（事務局：高橋企画政策課長）

- ・ 本日が検討の最後だったが、長時間に渡りお付き合いいただき感謝する。あわせて、この間、ご協力いただき感謝する。
- ・ 市長への提言書の提出が、日曜日となり大変恐縮だが、感想、抱負、提言などを市長に対してお話しいただく貴重な機会でもあるので、是非ご参加くださるようお願い申し上げます。

8 問合せ先

企画・地域振興部 企画政策課 自治推進室 TEL：025-526-5111(内線 1584、1449)
FAX：025-526-8363
E-mail：jichi@city.joetsu.lg.jp

9 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。